

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年3月12日

収支等命令者

佐賀県男女参画・こども局

こども家庭課長 野田 英雄

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名    | 小児慢性特定疾病医療受給者台帳システム運用保守業務委託         |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書による                            |
| (3) 履行期間     | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（長期継続契約）      |
| (4) 履行場所     | 佐賀県こども家庭課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所 |

## 2 入札参加資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による条件付一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の居に掲げるすべての要件を満たす者であること。

### ア 単独企業の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (エ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (オ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (カ) ISMS、IS027001 認証又は P（プライバシー）マーク認証を保有していること。
- (キ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行した実績を有すること。
- (ク) 共同企業体の構成員でないこと。

#### イ 協働企業体の資格要件

(ア) すべての構成員により、次の事項を規定した協定を締結していること。

- a 目的
- b 共同体の名称
- c 構成員の住所及び氏名
- d 代表者の名称
- e 代表者の権限
- f 構成員の出資の割合
- g 構成員の責任
- h 取引金融機関
- i 決算
- j 利益金の配当の割合
- k 欠損金の負担の割合
- l 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- m 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- n 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

(イ) 共同企業体の構成員は、3 社以内であること。

(ウ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(エ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の 10 分の 6 以上の出資比率を有すること。

(オ) 全ての構成員が、アの（ア）から（ク）までの要件を満たすこと。

(カ) 全ての構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 入札手続きに関する事項

#### (1) 担当課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 旧館 3 階

佐賀県男女参画・こども局 こども家庭課 母子保健担当

電話 0952-25-7568

メールアドレス [kodomo-katei@pref.saga.lg.jp](mailto:kodomo-katei@pref.saga.lg.jp)

#### (2) 入札関連様式の交付方法及び交付期間

令和 8 年 3 月 12（木）から同年 3 月 25 日（水）までに佐賀県ホームページ

(<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載するとともに、(1) の部局において随時交

付する（土曜日及び日曜日を除く。）。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに入札参加資格確認申請書（別記様式1）に誓約書（別記様式2）、履行実績調書（別記様式3）、会社概要に関する資料（パンフレット等）を添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参してください。

なお、郵送の場合は書留郵便としてください。

イ 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（令和8年3月18日（水）午後5時までに担当課へ必着）してください。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の審査

提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年3月23日（月）までに通知します。

エ 入札者に求められる義務

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

- ア 日時 令和8年3月25日(水)午後3時
- イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県庁 旧館3階 健康福祉部 局内会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札  
(入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和8年3月24日(火)午後5時までに3の(1)の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「小児慢性特定疾病医療受給者台帳システム運用保守業務委託」と朱書きしてください。)
- エ 提出書類 入札書(別記様式4)

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(8) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。なお、落札者の入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当し、落札者以外の入札保証金は、入札終了後に返還します。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額することができます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行し

ないこととなるおそれがないと認められる場合

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 保証金の納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- カ 一人で二以上の入札をした者
- キ 代理人でその資格のない者
- ク 期限内に入札を行わない者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(10) 契約条項を示す場所

3 の（1）に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

- ア 入札は、本人またはその代理人が行う者としてします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別記様式 5 の委任状を提出するものとします。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札書に記載する金額の表示がアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記してください。

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(14) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としま

す。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(15) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

(16) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届（別記様式6）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### 4 関連資料の閲覧

(1) 閲覧手続き

ア 小児慢性特定疾病医療受給者台帳システム詳細設計書の閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の前日までに、カの（ア）、（イ）のうち希望する時間帯を3の（1）の担当課まで連絡し、閲覧の予約を行ってください。

予約なく来庁した場合及び競争入札参加資格確認申請書の提出期限後に申請書を提出していない者からの閲覧希望があった場合は閲覧を許可しません。

イ 同一日において、複数の予約を行うことはできません。

ウ 初めて閲覧する際に、関係資料の閲覧に関する誓約書（別記様式7）を提出すること。提出しない場合は閲覧を許可しません。

エ 資料の写しは一切交付しません。

オ 閲覧期間

令和8年3月12日（木）から令和8年3月24日（火）まで  
（閲覧は開庁日のみ受け付けます。）

カ 閲覧時間

閲覧は次の時間内で行います。なお、定員はそれぞれ2名とします。

（ア）午前10時～午前12時

（イ）午後2時～午後4時

キ 閲覧場所

3の（1）に同じ。

#### 4 その他

- (1) 当システムの実稼動に必要なOS、ミドルウェア、ツール、パッケージソフト等のソフトウェア及び機器（受託者が自ら使用するソフトウェア及び機器は含まない）は、佐賀県において稼働している環境を利用する。
- (2) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 公告内容に質問がある場合は、質問書（別記様式8）に質問内容を記載し。令和8年3月18日（水）午後5時までに3の（1）の担当課に持参し、又は電子メールアドレスへ送信してください。

回答は、令和8年3月23日（月）までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで送付します。

なお、質問の回答期限以降に入札参加資格確認申請を提出した者については、随時回答を送付する。

#### (6) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額することができます。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

- (7) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (8) 談合情報どおりの改札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。  
なお、この場合は、原則としてあらためて公告し、入札を行います。
- (9) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を中止することがあります。
- (10) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格等の措置を講ずることがあります。
- (11) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定（同条例第44条及び第45条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（同

条例第 47 条) に基づき処罰されることがあります。

- (12) この公告に掲げる入札は、令和 8 年 2 月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。